

指定管理者制度について

1 制度の目的

多様化する県民ニーズに効率的・効果的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、県民サービスの質の向上を図る。

2 制度の概要

(1) 法制度（地方自治法）

- 議会の議決を経て地方公共団体の指定を受けた指定管理者が、あらかじめ定められた範囲で施設の管理を代行する。（指定管理者は施設の使用許可を行うことも可能）
- 指定管理者の要件は、法人その他の団体であること（複数の法人や団体で構成するグループの応募も可能）。

(2) 本県の導入状況

平成18年度から制度を導入し、令和7年4月1日現在の導入施設は145施設
指定管理期間は原則5年間（施設の事情等により、長期又は短期の設定も可能）
原則として公募を行い、応募者の中から、指定管理候補者選定委員会が審査を行い、その後県が確認を行った上で指定管理候補者を選定し、議会に指定議案を提出する。

3 令和7年度の予定

令和7年度をもって指定期間が満了する及び建替を行う5施設について、指定の手続きを以下のスケジュールで実施（スケジュールは施設や応募状況により若干異なる。）。

令和7年 6月上旬頃	第1回指定管理候補者選定委員会の開催 (募集方針・要領等の審議)
<u>7月上旬～</u>	<u>指定管理者の公募（約2か月）</u>
9月下旬～	第2回指定管理候補者選定委員会の開催（応募内容の審査） その後県が確認を行い、指定管理候補者を選定
11月	11月定例県議会に指定管理者指定議案等の提出 議決後、指定管理者の指定
令和8年～	新指定管理者による管理業務開始